



定額給付金の給付を よそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。



◎総務省では、定額給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意するよう喚起を促していますので、お知らせします。

「定額給付金」に関して

- 市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。



ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、合志市総務課(☎248-1112)や大津警察署(☎294-0110)または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

人材育成に

ふるさと創生基金事業

問い合わせ先 企画財政課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

市では、ふるさと創生基金を活用して市民の人材育成を目的に次の事業に参加する人の経費を補助しています。

対象の事業	熊本県外の都道府県で開催されるスポーツ、文化、教育その他の大会に出場したもので市長が適当と認める事業(小中学生以外の者)	地域の活性化、教育、福祉または産業の振興のため、市民が行なう自主調査研究または研修事業	その他市長が必要と認める事業
補助対象	<p>○市内に住所を有する人とその人で構成された団体とします。ただし、市税などの滞納のある世帯の人や市から補助を受けている団体は対象になりません。(高校生は、保護者が申請してください。)</p> <p>○補助対象者は、県または地域の予選会に出場し、上位大会出場の権利を得た人、または高校、大学、県協会の推薦を受け上位大会に出場する人とします。</p> <p>○小中学校の児童生徒が各種大会等に参加した場合、教育委員会(学校教育課)で対応します。</p>		
補助経費等	<p>○定額補助</p> <p>九州(沖縄県内を除く。)</p> <p>個人5千円</p> <p>上記を除く国内</p> <p>個人1万円</p> <p>海外</p> <p>個人2万円</p>	<p>○次の経費のうち自己負担にするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費……………謝礼金、賞与、賞金等 ・旅費……………交通費(鉄道費、船賃、航空賃、車賃等)、宿泊料等 ・需用費……………(食糧費は除く)消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等 ・役員費……………通信運搬費と広告料等 ・使用料及び賃借料………有料道路通行料、駐車場料、借用料等 ・原材料費……………物品を生産するための原料と材料に要する経費等 ・その他市長が特に必要と認める経費 <p>※旅費は原則として最も経済的な通常の経路と方法で旅行した場合の旅費を計算します。</p> <p>※宿泊料は、原則として実費とし、1泊につき1人定額10,900円を上限とします。</p>	<p>○補助の可否と補助金額は、総合政策審議会に諮問し決定されます。</p>
申請書類	<p>補助金交付申請書(様式第2号)</p> <p>○大会等に参加したことが確認できる書類</p>	<p>補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>○事業計画書 ○事業に係る経費(明細書)</p> <p>○参加予定名簿 ○その他市長が必要と認める書類</p>	<p>○対象経費の1/2以内かつ研修は1人10万円以内</p> <p>○対象経費の1/2~10/10以内かつ研修は1人10万円以内</p>
申請期限	事業終了後、事業終了年度内(事業終了が3月になるものは事業終了後1カ月以内に申請してください。)	事業実施日まで 過去に当該基金からの補助を受けた人は、5年間申請することができません。 事業終了後は研修報告書提出が必要です。	

●問い合わせ先
総務課 交通防災班
(合志庁舎)
☎(248)1112

平成20年度中、警察に寄せられた本市の不審者目撃情報は11件にも及んでいます。(1月27日現在)

このような状況から、児童生徒の下校時の安全確保を図るため、地域の皆さんの見守り、声かけの協力をお願いします。

4月1日からは児童生徒の下校を知らせる防災行政無線の放送を行います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



子どもたちの
見守り
をお願いします